

京都府食の安心・安全推進条例に基づく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)に対する
意見募集結果

- 1 募集期間 平成24年10月5日(金)から平成24年11月5日(月)まで
- 2 御意見提出件数 12件(35項目)
- 3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	御意見の趣旨	府の考え方
全般	現行動計画の達成状況や課題を、わかりやすく示して欲しい。(PDCAサイクルで) 達成状況を○×で示した表も欲しい。	食の安心・安全審議会で達成状況、課題を毎年報告し、一覧表も含め明らかにしています。審議会資料として府のHPに掲載しますのでご覧ください。今後とも情報公開の徹底と分かりやすい情報提供に努めます。
	計画で掲げる政策目標の妥当性を検証するというマネジメント手法を確立してほしい。	政策目標については、内部評価、審議会による外部評価、パブリックコメント、府議会での審議等を経て定めています。また、毎年達成状況を審議会に報告し評価いただいています。次期行動計画において、審議会の評価を翌年度の取組に反映する旨明記しました。
	安全確保の充実について、食の安全基本法にもあるように「行政の責務」「事業者の責務」「消費者の責務」と各々の役割が相互に機能することが大切。	京都府食の安心・安全推進条例第2条、第3条、第4条で「府の責務」「食品関連事業者の責務」「府民の役割」を、第1条第5項で3者の相互理解・協力を定めています。条例の規定、ご意見を踏まえ、次期行動計画において、府と事業者等団体、消費者団体等が連携して食の安心・安全の様々な取組を進めます。
	全体を通して「継続、強化して行うこと」「新しく取り組むこと」をわかりやすく書き表すこと、計画がスタートした後の検証や到達が具体的にわかり、補強ができるような仕組みを強化してほしい。	「継続、強化して行うこと」「新しく取り組むこと」を記載した資料を行動計画に添付し、わかりやすくします。計画到達の検証等は、PDCAによる内部評価を強化するとともに、食の安心・安全審議会による外部評価をいただき、翌年度の取組に反映させます。また、達成状況は府ホームページで公表します。
	京都市の食の安全行政との関係については、意識的に連絡調整を図り、無駄のない取組を進めてほしい。	引き続き密接に連絡を取りながら、相互に連携・協力する体制を維持します。
策定の趣旨	第1次、第2次計画の策定当時の食の安心・安全に関する社会状況とその計画における設定課題の関わり及び達成評価について記述して欲しい。	計画策定時の社会情勢を踏まえた課題設定等については、添付資料として検討します。
放射性物質	放射性物質の検査は、府民が普段食べているものを持ち込んで検査(陰膳方式)する方が府民の不安が払拭出来るので、この方式で行ってはどうか。	持ち込み検査は検査体制の面から困難ですが、安心して食品を消費していただけるよう府民が口にできる可能性のある食品のモニタリング検査等の充実に努めます。
	放射性物質に対する不安解消のために、一つ一ついねいなリスクコミュニケーションの実施に取り組んで欲しい。	検査機器の見学や検体採取から結果判明までの流れについて分かりやすく説明するなど、府民の理解が深まるよう、丁寧なリスクコミュニケーションに努めます。
	食品の放射性物質汚染に関しては引き続き消費者の重大関心事であり、適切な検査・情報提供を進めてほしい。	次期行動計画に基づき適切に検査を行うとともに、検査結果は直ちに府HP等で掲載します。万一基準値を超えるものがあれば広報します。専門家の指導・助言を得ながら状況の変化に応じ機動的に検査対応します。

項目	御意見の趣旨	府の考え方
情報提供の強化	消費者の知識向上のため、行政からも食に関する教育や情報発信に力を入れて欲しい。	次期行動計画において、食の信頼感向上に向けた情報提供を強化することとしています。情報公開の徹底や多様な広報媒体によるわかりやすい情報発信、府民との意見交換会の開催等により、食の安全についての理解を促進するための取組を、消費者団体とも連携しながら実施に努めます。
	信頼できる情報の不足によりますます不安が拡大している現状があるので、消費者によく説明してインターネットなども活用して情報発信を行って、納得して安心してもらうことが大切である。	
	リスクコミュニケーションは、行政主導ではなく、消費者グループと十分に連携・相談しながら実施して欲しい。	
	リスクコミュニケーションの課題を今一度明確にすることが必要。「リスクコミュニケーター」の位置づけ・役割についても、目標を達成する立場から改めて明確にすることが必要。	ご意見を踏まえ、リスクコミュニケーションについて、府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進する旨を記載しました。 【第3章-2-(2)-ア】
	「食の安全」にかかわる情報を正しく認識できる消費者を広げるために、消費者関連部局や教育機関・民間団体との連携も含めてどのような取組が必要なのか、検討して欲しい。	消費者団体等との意見交換会等を通して具体的な連携方法について検討し、連携して行っていきたいと考えています。
	見学できる農業施設や食品工場について、京都府で統一したプログラムを作成し、府民が生産現場を体験できる機会を位置付けてもらいたい。	「食」の生産現場を府民が体験することは大切と考えており、次期行動計画において「食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」の取組に位置づけ、進めます。
	府の出前学習の内容と広報を充実し、気軽に地域で「食の安心・安全」が語られるよう、今後とも期待する。	次期行動計画において「食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」の取組として、きめ細かな情報提供に努めることとしており、府職員による「出前語らい」など積極的に進めます。
	行政と事業者が連携を取りながら府民と情報や意見を交換できる場を広げることがを要望する。	次期行動計画において、府と事業者団体等が連携した消費者との意見交換会を記載しており、ご意見を踏まえて取組を進めます。
	消費者が不正確な認識(中国産や関東の農作物は危険等)を持っていることがあり、子どもを対象とした食育だけでなく親世代の消費者が正しい食への認識を持てるよう要望する。	「食育を通じた食品の安全に関する知識の向上」について、子どもたちだけではなく府民各世代に応じて進めることとしており、ご意見を踏まえ、その旨記載しました。 【第3章-2-(3)】
	食育を進める対象年齢と目標を明らかにして欲しい。子どもたちやその家族の日常の暮らしのどのような成果をもたらすのかを具体化して欲しい。	京都府における食育の取組については、本計画とは別に「第2次京都府食育推進計画」で世代に応じて食育を推進する具体的な取組を記載していますので、その中でご意見を踏まえながら進めます。
意見交換会やシンポジウムにおいて、参加者が固定化しないよう、広く府民の参加が募れるように、広報の方法やツールについても具体化して欲しい。	ご意見を踏まえ、広く府民の参加が募れるよう、意見交換会等の内容、対象者を意識し、今後の広報計画を工夫します。	

項目	御意見の趣旨	府の考え方
情報提供の強化	インターネットによる広報はますます重要だが、それだけでは頼らない広報活動を願いたい。	情報内容・対象者に適した効果的な媒体により、戦略的な広報・情報提供に努めます。
府民参画の拡大	食いく先生については、認定だけで終わらないよう、活躍してもらえる仕組み・財源を確保して取り組んで欲しい。	ご意見も踏まえ、学校や地域等で活躍いただけるよう教育分野等と連携した取組に努めます。
監視・指導・検査	放射性物質、食品添加物、残留農薬、微生物などの検査は引き続きしっかりと行って欲しい。	ご意見も踏まえながら、計画的に検査を行うとともに、状況に応じて機動的な検査対応に努めます。
	「と畜場法」「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき実施されている、食肉の全品検査に関する事項についても記載して周知すべきではないか。	「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく検査については京都府食品衛生監視指導計画に記載し、お知らせしています。府民に一層安心してもらうため、引き続き、府民へのわかりやすい情報提供に努めます。
	法令遵守を進めるため、食品事業者に対する講習会、研修会を業種別に数多く開催して欲しい。	ご意見を踏まえ、事業者団体とも連携しながら取り組みます。
	「食品衛生監視指導」について、単年度ごとの計画にしっかりテーマを掲げ、より有効なものになるよう努力してもらいたい。	年度ごとに策定している「京都府食品衛生監視指導計画」において、基本的方向と重点的取組を定めており、今後とも状況に応じた有効な取組を進めていきます。
	食の安全に関する事案で、広域性がある場合に近隣府県との連携を図るため、定期協議会の設置と、会議の定期開催について具体的記述をしてもらいたい。	国(近畿農政局等)や近隣府県と定期的に打ち合わせを行っており、引き続き連携を図ります。ご意見を踏まえ、国(近畿農政局等)や近隣府県との情報の共有について、行動計画に記載しました。 【第3章-3-(1)-イ】
	食品の産地偽装や改ざん等に関し監視システムの強化や啓発活動が必要。産地偽装その他の違反事例が多い現状に対し、検査・監視・罰則などの体制をより一層強化し、「やり得」にできない状況にする必要がある。	次期行動計画において適正な食品表示対策に向けた取組を充実させることとしており、具体的には、府の関係部局による食品表示パトロールチームによる指導啓発、科学的検査による産地偽装監視の強化、事業者向け研修会等でコンプライアンス意識の醸成などを記載しており、この計画に基づき取組を進めて参ります。
	「いわゆる健康食品」について、食品表示110番と関係法令所管課に期待するとともに、広く府民からの食に関する情報提供を求めるツールづくりが必要。	「いわゆる健康食品」等の監視について関係機関が連携して行います。また、府民から多くの情報が集まるよう工夫して参ります。
	「いわゆる健康食品」の不適正表示については、薬務課と健康対策課が連携して取り組んで欲しい。	所管法令が複数の課にまたがるような事案等については、連携して取り組んでおりますが、今後とも連携に努めます。

項目	御意見の趣旨	府の考え方
安心・安全の 基盤づくり	「きょうと信頼食品登録制度」、「京ブランド産品」など事業者の食の安心・安全に向けての取組についての情報提供を強化してください。	ご意見を踏まえ、「情報提供の強化」について記載するとともに、事業者団体とも連携しながら取り組みます。 【第3章-4-(1)-オ】 【第3章-4-(2)-ア-ウ】
	GAPモデル農家、エコファーマー、京のブランド産品、きょうと信頼食品登録制度などがより多く認定されるよう努力し、特に中小零細規模のものに対して丁寧に指導、援助することが重要。	ご意見を踏まえ、生産者団体等と連携して、普及、推進に努めます。
	地産地消を推進していくため、広く府民が「府内産」「京のブランド産品」を知る機会、府民へアピールしていく方法を具体化してもらいたい。	ご意見を踏まえ、京のブランド産品の情報提供を強化する旨次期行動計画に記載しました。具体的には生産者団体等と連携して取組を進めます。 【第3章-4-(1)-オ】 【第3章-4-(2)-ア-ウ】
	GAPによる導入農家の支援について、計画している農業法人があるので、指導・情報をいただきたい。	指導・情報提供等については各地域の普及センターを通じて行います。ご意見を踏まえその旨次期行動計画に記載しました。普及センターに具体的に相談いただければ対応します。 【第3章-4-(1)-ア】
行動計画の 管理・公表	行動計画の公表にあたっては、写真、用語集、資料編を記載するなど、理解しやすいものとなるように工夫をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、次期行動計画の配布資料には写真等の添付を検討します。